



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：九後 健治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





あやまれ！つぐなえ！建設アスベスト被害の全面解決へ

建設アスベスト給付金改正請願署名提出院内集会

小雨模様のなか、2025年5月30日午後4時から衆議院第一議員会館大会議室で開催された集会には用意された席を埋め尽くす300人を超える参加者が集まりました。集会は、建設アスベスト訴訟全国連絡会・同首都圏統一本部・同原告団・同弁護団の主催です。

各党議員があいさつ

開会あいさつにつづき立憲民主党、日本共産党、社民党、国民民主党、公明党の衆参両院の議員からあいさつがされ、それぞれの議員に請願署名が建設アスベスト訴訟の原告から手渡されました。れいわ新選組も秘書が参加しました。維新の会の議員からはメッセージが寄せられました。与党から参加した公明党の西園勝秀議員は、屋外工であったことを理由に被害を認められていない問題にふれました。立憲の近藤昭一議員はメーカー責任と、すべての被災者救済に手が届く基金の創設を訴えました。日本共産党の山添拓議員は、国がメーカー責任について「注視している」としか言わないことに触れ、国の指導的な役割を求めました。

3社が和解受け入れの方向一東京

首都圏建設アスベスト東京弁護団の水口洋介弁護士が東京高裁の最新の和解協議の現状について報告しました。東京1陣訴訟は、昨年12月に東京高裁がニチアスなど建材メーカー7社に賠償金を支払う和解を提案。東京2陣訴訟は1月30日に5社に和解金を支払うように勧告。裁判所として早期解決を期待し、1陣訴訟と同一内容の和解案でした。

和解案は原告の100%救済ではなく、不満が残るものの、早期の救済を実現するため原告団は和解案を受け入れる決断をしています。原告の8割がすでに亡くなっており、早期の解決が求められているための判断です。解体作業従事者や屋外従事者については、最高裁の誤った判決を是正させるために判決



給付金法改正の署名提出

を求めています。ニチアス、MK Kなど3社は和解案を受け入れる立場であるのに対し、太平洋セメントは異議を唱える不当な姿勢です。

企業前スタンディングも一大阪

大阪2陣・3陣訴訟の和解をめぐる状況について大阪アスベスト弁護団の村松昭夫弁護士が報告しました。2月18日に大阪でも和解案が提示されました。地裁で棄却となった原告についての逆転救済、12社の責任も認めるなどの提案をうけ、2月11日に和解案の受け入れを裁判所に通知、3月12日から3日間、早期解決の決断を求め6社に対して企業前スタンディングもおこなわれました。5月23日には、ほぼ最終的な和解条項が提示されるなど、裁

(2面へ続く)

〈今月号の記事〉

第3回理事会報告	2面
各地・各団体 京都／徳島／神奈川／埼玉／建交労／神奈川家族の会／尼崎／東京	3～6面
市職員の公務災害認定闘争／私の一冊	7面
ILO第155号条約の批准・締結	8面

判所もここまで努力し、原告団も早期解決に向けての決断をする中で、被告企業がそれでも抵抗をつづけるのか問われています。

いのちに線引きはするな

続いて、埼玉訴訟、東京訴訟、神奈川訴訟、大阪訴訟の4原告からの訴えがありました。神奈川訴訟の家族原告は「神奈川建設アスベスト裁判3陣判決が4月16日にあったが、全員救済ではなく、すべてのメーカーの責任が認められない不当判決。なぜ全員が救済されないのか。命に線引きがされている。たたかいは東京高裁に移る。いつになったら夫の無念がはれるのか。夫は家族をまもるために大工として懸命に働きアスベストに殺された。自宅で倒れてたった1日の命だった。メーカーは労働者の健康もかえりみず利益をあげた。本人原告はもう時間がない。せめていのちあるうちに全面解決を」と訴えました。

企業を動かす取り組みの強化を

建設アスベスト全国連絡会からは2点の行動提起が行われました。①太平洋セメントはじめとしたすべての被告メーカーに対する世論形成、②給付金法を抜本的に改定して裁判を経ずに救済される道筋をつくっていくことです。特に、本集会に来ていない自民党議員に対して、地元から姿勢を変えさせることが呼びかけられました。また請願署名の紹介議員



会場いっぱいの参加者

は194人にとどまっており、抜本的な強化と、地方議会からの意見書の取り組みを呼びかけられました。給付金改定を訴えるリーフも作成されます。

たたかいは給付金法の抜本改正

集会のまとめを東京弁護団の小野寺利孝弁護士が、17年もの長期にわたるたたかいを振り返りながら行いました。「給付金法制定という巨大な山を乗り越えた時、建材メーカーの抵抗という第二の大きな山にぶつかった。今、その山の頂上目前にいる。ただし、和解ができてこれで終わりではない。改修解体工、屋外工、一人親方の問題など、これから判決をとっていく闘争もある。次のたたかいは国会での給付金法の抜本改正だ」と訴えました。(全国センター 徳山通)

第3回理事会報告 労災保険法の在り方研究会への対応・全労連「労働運動交流集会」(レバカレ)の参加、改訂「労働施策総合推進法成立にあたって」の声明を討議

いの健全国センターは、6月4日に第3回理事会を開催しました。全労連会館会議室とリモートで27人が参加しました。

九後事務局長から、第2回理事会(4月2日)以降の各種委員会などの概要、厚生労働省を中心とした審議会・研究会などの概要が報告されました。

ILO155条約批准

行政の動きとしては、厚生労働省の「労災保険制度の在り方研究会」が頻繁に行われ、7月には「中間報告」がだされること、労働政策審議会労働条件分科会にて労基研報告の具体化の議論が開始されていること、「労働基準法における『労働者』に関する研究会」が新たに開始されたことなどが報告されました。国会では「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律案」が可決したことが報告されました。またILO155条約(「職

業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」の批准が承認されたことが報告されました。

実効ある対策を求める-改訂労安法

協議事項では、①2025年政策・制度要求改訂に向けた作業状況の方向と意見交換、②全労連「労働運動交流集会」(2025年10月11日~13日)へのいの健の参加とそれにあたっての分科会の持ち方(テーマ、運営方法など)、③労災保険制度の在り方研究会への対応としてのいの健としての意見提出を行うことなどを確認しました(出された意見を受けて当面の意見については厚労省に懇談を申し入れること、政策・制度要求へ反映させる)。

改訂された「労働安全衛生法」(QR上)「総合施策推進法」改定についての声明(QR下)について、早急にまとめ発信していくことを確認しました。

(編集部)



各地・各団体のとりくみ

京都

京都総評と共催で開催 第32回京都労働安全衛生学校

6月14日の午後、京都市内で「第32回京都労働安全衛生学校」が開催されました。受講生は会場に15人、オンライン5人の合計20人でした（写真）。

同学校は、京都総評といの健京都センターの共催で、「職場・地域の『いの健・ローアン活動家』の育成」を目的として、毎年5～6月に開催されています。

司会進行は、京都総評の柳生剛志事務局長で、開講あいさつを京都総評の労働安全対策委員会責任者の中野宏之副議長（京都教職員組合委員長）が行いました。

第1講義は「労働安全衛生法の基本とローアン活動の進め方」で、講師はいの健京都センターの岩橋祐治事務局長が、第2講義は「ハラスメントの防止と労災の活用」で講師は、NPO法人メンタルサポート京都の飛弾佳美事務局長が、後半の労災保険の活用を京都職対連の芝井公事務局長が行いました。

第1講義で、岩橋講師は「労働組合があるのに、職場で労働者のいのちや健康が破壊されているということがあってはならないし、それが起こっている

ということは労働組合の取り組みが不十分な証拠だ」と強調しました。第2講義で飛弾講師は「職場のハラスメントは、被害



者と行為者の関係だけで発生するものではなく、職場のさまざまなストレス要因が背景にもなっている。個人の問題ではなく、職場の問題としてとらえることが重要だ」として、「行為者と被害者を取りまく職場全体が、ハラスメント行為に対して声をあげられない、ものを言えない状態になっていないか、チェックしよう」と呼びかけました。芝井講師は、「損なわれた健康、失われたいのちはもどらない。一番大切なのは、働くことが原因でいのち・健康が奪われない職場と社会をつくること。キーパーソンは労働組合」と指摘しました。

受講生からは「勉強になった。ためになった」「来年はもっと参加するように呼びかけたい」という声が出されました。

（京都センター 岩橋祐治）

徳島

感情労働について学習 第10回総会

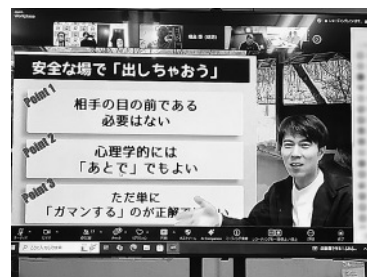
いのけん徳島センターは5月1日に第10回総会をオンラインで開催。各団体と個人会員ら31人が参加しました。堀金理事長のあいさつ、全国センターのメッセージ紹介の後、事務局より一年間の活動報告と方針提案、会計報告などを行いました。

団体からの報告で、県医労連は5月開催の四国の医療と福祉で働く女性のつどいの案内やノーリフティングの普及に取り組んでいること、徳島自治労連は会計年度任用職員の雇用と処遇改善のための組織化、徳島建労は労働災害の実情やアスベスト関連の労災申請・認定状況について、建交労はなくせじん肺キャラバンや職業病相談会に寄せられた案件にとりくんでいることなどの資料提供がありました。

徳島センター独自の活動はなかなか進まない状況ですが、全国センターの方針にそって次期も運動を前進させようと確認し閉会しました。

後半は、関谷大樹氏による「感情労働とは何かを知ろう」をテーマに学習会をおこないました。「感情労働入門」からはいり、職場で実際に起こりうる

看護師の事案をクイズ形式にしてその場面の「感情」をどのように自分なりに処理していくのかなど、終始楽しく学べる内容でした。参加者の感想を抜粋して記載します。



・感情労働という新しい言葉・概念を知り有意義でした。教育や医療に関わる業務はいずれも感情労働の範疇に入るのだなと合点し、自身の日常を考えると、感情をコントロールする際のストレスを多くの場合飲み込んだままにしていることを実感しました。それらはどこかに文字として記録することで幾分なりか解消できる旨、実行してみようと思った次第です。（徳島文理大学教職員労組）

・感情労働でのポイントは自分の感情も大切に扱うこと。お客さんがいない安全なところで感情を吐き出すことも必要であることが理解できました。（県国公）（徳島センター 井上玉紀）

各地・各団体のとりくみ

建交労

福岡高裁の不当判決に原告全員の申告を確認 三菱長崎造船第4陣訴訟控訴審判決

6月10日福岡高等裁判所第1民事部(裁判長裁判官高瀬順久)は、三菱長崎造船じん肺アスベスト第4陣訴訟で、被災者3人(2人は提訴後死亡)全員のじん肺り患の事実が認められないとし、原告8人(被災原告1人遺族7人)の請求を全て棄却するとの不当判決をおこないました(写真下)。

判決は、「長崎地裁(原審)が認めたじん肺管理区分の決定はじん肺法が定める行政上のものであり、損害賠償責任を負わせる民事訴訟とは目的が異なる」という今までの同種の裁判では全く考えられない異例の判決です。

判決は、地方じん肺診査医でもある被告協力医の意見のみを重用し、じん肺管理区分の決定に用い



れるX線画像だけでなく、CT画像を用い、さらに粉じんばく露歴、各人に認められる症状、各種検査結果等を総合的に見てなすのが相当であるとし、現行ではまだ確立して

いないCT画像を最優先したものです。

判決後に出された原告団弁護



団による「声明」は「先行訴訟である三菱長船2陣訴訟福岡高裁判決や三菱下関造船訴訟(1次訴訟)の広島高裁判決でも明確に判断されているところである。管理区分決定の医学的信用性を否定した上で、医学的有用性・信用性が未だ確立したとは言い難いCT画像所見を殊更に重視し、全員についてじん肺罹患を否定したものであり、極めて不当というほかはない」と述べています。

判決後福岡弁護士会館で開催された判決報告集会で原告の森岡光子さんは「じん肺に罹っていないというのは父の症状から納得できない」と憤りました。さらに支援組織の代表からは「この国の司法は死んだのか」と怒りの発言がありました。

判決報告集会後、原告団、弁護団支援組織代表は会議を開き、不当な判決を認めるわけにはいかないと原告全員が申告することを確認しました。

(建交労 中里研哉)

家族の会

神奈川過労死等を考える家族の会総会・プレ10回シンポジウムを終えて 神奈川家族会

5月10日、午前中は第9回目の神奈川過労死等を考える家族の会の総会を行いました。いの健神奈川センターの鈴木信平事務局長の進行で無事に議案についての承認を頂き、その後正会員からひと言ずつ発言。この会の大切さを感じるものでした。

午後からは神奈川過労死等を考える家族の会主催「第9回総会プレ第10回総会記念シンポジウム」を開催致しました。

記念講演は、妹尾昌俊氏(一般社団法人ライフ&ワーク)より「教員の過労死等から、学校は、行政は、私たちは、なにを、どれほど学んでいるだろうか」と題して1時間お話ししました。妹尾さんから、政策形成に現場の声が入っていない法案の危うさや、過労死等の事案の失敗から学べていない現状、公立学校では労務管理が機能しづらい欠陥などが指摘され、今後の示唆を頂きました。

第2講演は、「企業の過労死再発防止に向けた取り組み事例」。実際に事案を担当した山岡遥平弁護士とご遺族の安部さんご夫妻からの講演でした(写真)。山岡弁護士からは、企業側が事件を真摯に受

け止めて再発防止条項に合意した経緯などが話され、そこでは「心理的安全性、早くヘルプをあげられるようにするため、何でも言える風土を作ること、それに対する予算の確保、そして会社のトップの率先した取り組みが大切」と指摘されました。ご両親も企業の幹部向け研修に参加しており企業の「本気度」を知ることができました。

安部さんご夫妻による「最初の苦悩から今は働きやすい会社生まれ変わってほしいという思いに変わってきた」話は、企業と遺族と一緒に再発防止対策を進めていると感じます。東芝がきちんと向き合えたのは、会社の運営にとっても重要なところに過労死事件が発生して、さらにドライブが掛かったとありましたが、ほとんどの企業はそうではありません。そこには山岡弁護士とご遺族の安部さんご家族の強い信念、企業側にもキーマンとも言える人がいたからだと感じました。

2時間20分にわたるシンポジウムも約90人が参加し盛会の中で終わりました。

(神奈川過労死等を考える家族の会 工藤祥子)



各地・各団体のとりくみ

尼崎

被害者の掘り起こしと救済に全力を アスベスト被害尼崎の会18回総会

「アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会」は4月19日、尼崎市立小田南生涯学習プラザで第18回総会を開き、37人が参加しました（写真）。

会長の潮江診療所・船越正信所長は、「クボタショックから20年になろうとしている。尼崎におけるアスベストによる被害は拡大の一途をたどっており、クボタ旧神崎工場周辺住民・クボタ職員合わせて666人の犠牲者が出ている。しかし、市民の関心が薄れてきていると感じている。情報発信と相談活動を強めよう」とあいさつしました。

総会議案を提案した粕川實則事務局長は、昨年3月に尼崎市が開いた「アスベストセミナー」でのアスベスト被害者の疫学調査結果報告会のデータを紹介。それによると、①尼崎市民の中皮腫死亡比は全国よりも高い（女性10.4倍、男性4.6倍。労災認定者を除く）、②特に1969年までに尼崎市民になった人のうち、アスベスト粉塵を大量に排出したクボタ旧神崎工場に近かった小田地区における中皮腫死亡比が高い（女性68.6倍、男性21.1倍）ことなどが明

らかになっていることなどを報告しました。そして「こうした甚大な被害の原因は、(株)クボタが健康被害を把握していたにもかかわらず1954

年から41年間にわたって大量のアスベストを使用し続けたことと、そうした企業を後押しした国の産業政策にある」と指摘。事務所で相談を待つだけでなく、「健康・法律相談会」をリスクの高い地域で開催することなど、今年度の重点活動を提案しました。

多くの市民がアスベスト関連疾患のリスクを負っていることが明らかになったことを受けて討論では、「毎年1回以上アスベスト検診を受診することを市民によびかけることが重要」などとの意見が出されました。

アスベストによる肺がんの認定基準の見直しを求めることなどを含め、総会議案を全会一致で確認しました。（アスベスト被害尼崎の会 粕川實則）



埼玉

デロゲーションの拡大に 注視・警戒すべき 第26回総会

5月30日に、第26回働くもののいのちと健康を守る埼玉センター総会を、埼玉総合法律事務所会議室で開催しました（写真）。全体で14人の参加で総会は成立し終了することができました。

第1部は記念講演で、埼玉中央法律事務所の小内克弘弁護士の「労基研報告に見る今後の労働法制の動き」について講演を受けました。

小内氏は「今厚生労働省が報告書を出し、労働法の改正について議論が進んでいる。その報告書にはかなり危険な提案があり、その代表格がデロゲーション。どんな問題提起がされているのかをしっかりとつかんで注視・警戒すべき点や重点的に運動すべき点を持ち帰ってほしい」と話しました。2025年1月には厚生労働省が労基研報告を公表。労基研報告ではあいまいにしている内容も経団連の「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」には経済界の本音が見えています。中心は労使の合意により労働基準法の規制を緩めることができる「デロゲーション」の拡大で、労働時間についての規制と、裁量労働制、高度プロフェッショナル制度の対象業務を労使で議

論すれば規制緩和できることを目指しています。

また、過半数労働組合がない場合の「労使協議制」の創設を提言し、これは、民主的に選出された労働者代表に強い権限を与えるというものです。その権限とは、就業規則改定時の合意や36定締結時の合意などです。しかし、民主的手続きを経ないで労働者代表を選ぶ企業が横行しており、非常に危険だと指摘されました。

総会では、3つの団体から活動報告がありました。①民医労から「現場の厳しい状況、疲弊に」について、②埼玉高教から「教職員の今の勤務実態」について、③埼玉土建から「建設アスベスト訴訟の取り組みと埼玉土建の運動報告」の報告がありました。

提案された方針と予算、役員が承認されて成功裏に終了することができました。

（埼玉センター 南 利之）



各地・各団体のとりくみ

神奈川

労安活動を職場に根付かせ、担い手を育てよう
第27回定期総会

5月31日、第27回定期総会を三部構成（1部：講演、2部：総会、3部：労災・職業病・解雇者を励ます交流のつどい）で開催しました（写真）。

竹内啓哉会長は挨拶で、「国民のいのちを単なる儲けの道具におとしめ、今だけ、自分だけの政治・権力構造から、労働者・国民の暮らしといのちと健康とが守られる政治をめざし、学び行動しよう」と呼びかけました。

第1部の講演は、九後健治さん（全国センター事務局長）が「労働者のいのちと健康をめぐる」と題して話しました。九後さんは、政府の労働災害に関する統計や労働関係法案をめぐる動きなどを示しながら、その特徴や問題点について丁寧に説明し、「職場の労働安全衛生活動」の重要性を強調しました。

第2部の総会は、労安活動を職場に根付かせ、担い手を育てようとの提起に対し、7人が発言しました。大山奈々子県議（個人会員）は「参院選で住民の声を国会につなぐ議席を伸ばすことが健康といのちを守ることにもつながる」、神奈川土建「重大災害と隣り合わせで働いている。適正単価や安全に作業できる工期設定など、労働条件の改善運動をすすめている」、建交労「軽トラックドライバーの労災



と交通事故が多発している。フリーランスに労基法・労組法上の労働者性を認めさせ、団交で労働時間や労働安全衛生について追及している」、県職労連「コロナ5類移行後のイベント等の復活で、長時間労働にもどっている。残業アンケートを実施して、人員増や仕事の見直しで過重労働の改善を求めている」、神障教組「長時間・過密労働で、療養休職の教員が世代を超えて増えている。教員の働き方は教育の質に直結する」、労災被災者「ストレスなどの精神疾患は気づかないままに悪化していく。認定基準は被災者救済の制度に」、建設アスベスト原告団「職種の差別、いのちの線引きをはねのけ、全員救済まで頑張る」と発言しました。

第3部には25人が参加し、「支援者に支えられて頑張れた」「いのちの健の全国交流集会で証拠収集の重要性を学び、妻の過労死認定を実現した（個人会員）」など、ソフトドリンクとスナック菓子で交流しました。（神奈川センター 鈴木 信平）

東京

人間らしい労働と生活の実現に向けた
真の「改革」を 第11回労働安全衛生学校

6月7日開催の「学校」にはzoom参加者を含め42人が参加しました。講師は全労働元委員長の森崎巖さん。「労基法『改革』は職場をどう変えようとしているのか-労働基準関係法制研究会報告に触れて」のテーマで講演を受けました。冒頭、労働基準法制の基本構造に触れて、「最低基準方式によって人たるに値する労働の確保」として位置付け、さらに①最低基準、②刑事法規、③履行確保措置としてその特徴を解説。しかし一方で「これからの労働時間制度に関する検討会報告書」（2022年7月15日）、「新しい時代の働き方に関する研究会報告書」（2023年10月13日）など資本と一部学者による「労基法の抜本的見直し」が着々と準備されてきたことを指摘しました。そこには「労使合意のデロゲーション方式の拡大」、また「自発的選択」「労使自治」などが盛り込まれてきました。また2024年1月16日の日本経団連の「労使自治を軸とした労

働法制に関する提言」などが出され、いわば労働基準関係法制研究会の「報告書」は資本の要請の総仕上げの性格であることが強く印象づけられました。

講師は「報告書」のポイントとして「労働者概念」「企業単位の法令適用」「労使コミュニケーションの在り方」を中心に問題点を整理し、私たちの検討方向と課題を提起。そして人間らしい労働と生活の実現に向けた真の「改革」を積極的に提起していくことが求められると講演を締めくくりました。講義のあとは質問が多く寄せられ、このテーマへの関心の高さが示されました。

その後、現在の働き方について特徴的な4つの報告を受けました。①都教組「学校は長間労働が横行」、②東京医労連「医療・介護の現場から」、③JMITU大田地域支部「未組織労働者の現状と取り組み」、④首都圏移住労働者ユニオン「外国人労働者からの相談から」。その後の自由討論・意見交換でも活発に発言が続き、お互いに大いに学び合う「学校」となりました。（東京センター 色部 祐）

仕事中に負傷した市職員の公務災害認定闘争「勝利判決」を受けて

納得できない当初認定

2023年3月、京都市職員労働組合の組合員である被災者は、仕事の訪問先に向かうため路地を歩いていたところ、仮舗装となっていた道路の段差につまずき転倒し、顔を7針縫うケガを負いました。当然に公務災害が認められると思い、地方公務員災害補償基金京都市支部に認定請求を行いました。支部審査会に審査請求を行いましたが棄却され、東京にある基金本部審査会に再審査請求を行いました。

争点は「公務起因性」

寄り道などの私的行為、めまいやふらつきなどの持病がないのに、なぜ公務災害と認定されなかったのでしょうか。争点は、公務に起因する負傷だといえるかどうかです。京都市支部は、「路面の高低差は認定要件ではない」としながらも、被災者が1センチメートルに満たない段差につまずいたことについて、「職場や私生活でよく見受けられる程度の段差であり、環境危険があったとはいえない」と主張していました。要は、わずかな段差に躓いたのは被災者自身に原因があったと判断しているのです。

労災との違い

実はこうした京都市支部の判断は、地方公務員災害補償基金においては珍しいものではなく、基金本部も担当者を集めた会議において「平坦な場所でのつまづきは一般的に起こり得る災害かどうかで判断」するよう見解を示しています。民間労働者が同様の災害にあった場合には当然前に労災として認

定されるにもかかわらず、地方公務員は本人責任と切り捨てられてきたのです。



再審査請求での画期的な逆転勝利

今回の災害は、被災者のみならず、全国の地方公務員の災害補償にかかわる問題としてたたかいて進めてきました。最終的に、基金本部の裁決では、「道路の凹凸」や段差に躓いて転倒することは、段差の程度等にかかわらず、一般的に起こりうることで」と判断され、公務上の災害だと認めさせることができました。これまでの京都市支部や基金本部の見解を覆す画期的な裁決です。今回のような裁決例が蓄積されることで、今後、同様の災害にあった地方公務員が救われるという、大きな意義があります。

労働組合や支援団体の力で勝ち取った裁決

再審査請求を進めるに当たり、公務災害認定を求める要請署名への協力や研究論文等の提供など、様々な方に尽力いただきました。そういった支援が、被災から2年以上という長いたたかいを支え、今回の「勝利裁決」につながりました。今後も市職労は、地方公務員が安心して働くことができる職場環境を実現するために、災害補償の充実を求めて取り組みを進めます。（京都市職員労働組合 西山郁未）

私の一冊 ⑤② 全国センター副理事長 鈴木 剛 「相思樹の歌」 西園俊彦著

沖縄戦から戦後を舞台に、中学生（後に鉄血勤皇隊員学生）の片岡を主人公とし、若い音楽教師と女生徒、青年将校たちとの交友と、「相思樹の歌」が作られる様子やその後が描かれている小説です。

沖縄に派遣された詩人でもある大江陸軍少尉は、勤労動員であった師範女子部を卒業する生徒に贈る左右社詩を作り、沖縄師範学校女子部の音楽教師である東風原がその詩に曲をつけたのが「相思樹の歌」です。大江、東風原は、「生き抜くことがわれわれの戦争だ・戦争が終わったらみんなで師範女子部の相思樹の花咲く庭に集まり、あの歌を合唱しよう」を合言葉にしますが、片岡だけが米兵に撃たれ

収容されたことで生き延び、他の者は皆、餓死してしまいます。片岡は喪失感を抱えながらも医師として戦後の時代を生きていきます。

この小説では沖縄戦の犠牲や悲惨さを改めて感じるとともに、そこで生きていた若者たちとの交友の様子から、さわやかな読後感があります。「相思樹の歌」は実在する曲で、今もひめゆり平和祈念資料館で流れているということです。YouTubeで聴くこともできます。本はネット書店での購入は可能です。



左右社

ILO第155号条約の批准・締結と労働者の就業拒否権

働くもののいのちと健康を守る京都センター 事務局長 岩橋祐治

4月24日に衆議院、5月23日に参議院において、ILO第155号条約の「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」の締結について承認を求める件が、全会一致の賛成で承認されました。

ILO第155号条約は、1981年のILO総会で採択され、1983年に発効していますから、44年もの歳月を経ての締結となりました。

2022年総会で「中核的労働基準」に

ILO第155号条約は、第187号条約の「職業上の安全及び健康促進枠組条約」(2006年のILO総会で採択され、日本は翌2007年に批准・締結)とともに、2022年のILO総会で、すべてのILO加盟国で批准すべき「中核的労働基準」に加えられました。これで、日本の未批准のILOの中核労働基準は、第111号条約の「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」のみとなりました。

ILO第155号条約の主な内容は以下のとおりです(訳文はILOホームページの仮訳より)。

1. 自己の生命又は健康に急迫した重大な危険をもたらすと信じる合理的な理由のある作業状態から退避した労働者は、国内の事情及び慣行に従い、不当な結果から保護される(第13条)

2. 使用者は、作業場、機械、装置及び工程であって、当該使用者の管理の下にあるものが、合理的かつ実行可能である限り、安全でありかつ健康に対する危険がないものであることを確保することを要求される(第16条の1)

3. 労働者が自己の生命又は健康に対し、急迫した重大な危険をもたらすと信ずる合理的な理由のある状態を直ちに直接の監督者に報告すること。この場合において、使用者は、必要がある場合に是正措置をとるまでは、生命又は健康に対し急迫した重大な危険が引き続き存在している作業状態に戻ることを労働者に要求することができない(第19条)

4. 職業上の安全及び係る措置は、労働者に負担させてはならない(第21条)

安全なくして労働なし!

条文を見れば一目瞭然ですが、ILO第155号条約は、労働者の「就労拒否権」(=労働者には、労働者のいのちや安全・健康が脅かされると予想される場合、就労を拒否できるとする権利)を明確に規



労働安全衛生の問題を中核的基準と決めた
ILO第110回総会(2022年6月)

定し、それを保障しています。

労働者の「就労拒否権」は、日本国憲法・労働基準法・労働安全衛生法や労働契約における使用者の安全配慮義務から当然導き出される権利だともいえますが、明文上の根拠について、私はこれまで労働安全衛生法第25条の「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じられなければならない」という規定から導き出される法理ではないかと考えてきました。

しかし、今回ILO第155号条約を日本が批准・締結した以上、ILO第155号条約に労働者の「就業拒否権」の根拠を求めることができるようになると思います。

できれば、ILO第155号条約批准にもとづいて、労働安全衛生法を改正すべきだと思います。

政府は5月8日に成立した改正労働安全衛生法の改正理由に「ILO第155号条約の履行に必要な整備を行う」として、条約の批准・締結を行いました。これ以上の法改正は必要ないという立場かもしれませんが。日本国憲法第98条2項では、「日本が締結した条約並びに確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とされています。

要は「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし!」「危険なものは扱わない、危険な場所では働かない!」があらためて確認されたのです。このことをしっかりおさえて、今後の安全衛生活動に活かしていかなければなりません。